

公 告

次のとおり、オープンカウンタ方式による見積合せに付します。

1. オープンカウンタ方式による見積合せに付する事項

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 工 事 件 名 | 合同宿舎（旭川地区）ブレーカー取替工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 旭川市春光4条3丁目ほか |
| (3) 工 事 概 要 | 別紙のとおり |
| (4) 工 事 期 間 | 契約締結日の翌日から平成30年11月9日まで |

2. オープンカウンタ方式による見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条に該当しない者であること。
(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。)
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
- (3) 平成29・30年度財務省北海道地区競争参加資格において、業種区分が「電気工事」のA、B又はC等級に格付されている者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であつて、手続開始の決定後、上記(3)の競争参加資格について再審査を受けた者は除く。)でないこと。
- (5) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者、及び現場代理人を工事現場に配置することができること。
- (6) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (7) 当局の契約担当官等と締結した契約に違反し、又は実施した入札の落札者となりながら正当な理由なく契約を拒み、若しくは入札等に際して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (9) 下記7の説明書等の交付を受けた者であること。

3. 心得書、契約条項及び仕様書を示す場所

旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎 西館 5階 旭川財務事務所 掲示板

4. 証明書等の提出期限

- | | | |
|-----------|---------------|--------|
| 持参の場合 | 平成30年8月29日(水) | 12時00分 |
| 簡易書留郵便の場合 | 平成30年8月28日(火) | 17時15分 |

5. 見積書の提出期限

平成30年8月30日(木) 17時15分 持参 又は 簡易書留郵便(必着)

6. 開札の場所及び日時

旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎 西館 5階 旭川財務事務所 会議室
平成30年8月31日(金) 10時00分

7. 説明書等の交付場所及び期間

旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎 西館 5階
旭川財務事務所 管財課

公告の日から平成30年8月28日(火)までの土曜及び日曜を除く8時30分から12時00分及び13時00分から17時15分までとする。

8. 契約保証金 免除
9. 見積書の無効
上記2に定める競争参加資格のない者の見積書及び心得書、説明書により示した見積合せに関する条件に違反した場合は無効とする。
10. 言語及び通貨
オープンカウンタ方式による見積合せ及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
11. 消費税に関する事項
落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、見積者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格（消費税込み）の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
12. 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した者を落札者とする。
13. 契約書作成の要否
契約書の作成を要しない。

以上公告する。

平成30年8月6日

分任支出負担行為担当官

北海道財務局 旭川財務事務所長

今野光利

別 紙

合同宿舎（旭川地区）ブレーカー取替工事

工 事 概 要

工事場所 旭川市春光4条3丁目ほか

工事種目 屋外引込線用ブレーカー取替

- ・春光2区1条住宅 旭川市春光4条3丁目
411棟 506棟 507棟
- ・春光2区6条住宅 旭川市春光5条3丁目
410棟
- ・留萌末広町住宅 留萌市末広町1丁目
501棟 502棟 503棟
- ・留萌沖見町6丁目住宅 留萌市沖見町6丁目
501棟
- ・稚内末広住宅 稚内市末広5丁目
501棟 502棟 503棟 504棟

計 5住宅 12棟